

令和6年11月25日

初任運転者に対する安全運転の実技指導の公表について

対馬交通株式会社

本件は、一部改正令和5年10月10日「旅客自動車運送事業輸送規則第47条の7第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について、基づき公表するものです。

指導の具体内容 乗務員 K（令和6年11月8日入社）

令和6年11月8日/実技時間3:00/指導者 E/大型/峰町周辺

令和6年11月10日/実技時間2:55/指導者 E/中型/上対馬町周辺

令和6年11月12日/実技時間3:45/指導者 E/大型/豊玉町周辺

令和6年11月13日/実技時間2:20/指導者 E/大型/三根町周辺

令和6年11月15日/実技時間4:35/指導者 E/大型/厳原町周辺

令和6年11月16日/実技時間2:05/指導者 E/大型/上対馬町

令和6年11月19日/実技時間2:20/指導者 E/大型/三根町周辺

令和6年11月22日/実技時間1:10/指導者 E/大型/上県町周辺